

農業会議通信

新しい農業委員会憲章制定

平成28年度全国農業委員会会長大会において、新しい農業委員会憲章が制定されました。新しい農業委員会憲章は、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、農業委員会活動に取り組むことを誓うものです。また、独自で憲章を制定している市町村農業委員会もあります。

憲章は、私たち農業委員会活動に携わる者の心をひとつにするのみに限らず、農業者、消費者の皆さんに農業委員会の役割を理解していただく上でも、意義あるものです。法律改正によって、農業委員会設置の目的が農地利用の最適化、具体的には担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進にあるとされ、これをより良く果たせるよう、新たに農地利用最適化推進委員が置かれることになりました。



本県では、既に7市町村の農業委員会で101人が農地利用最適化推進委員に任命され、県全体では、農業委員669人と合わせると770人となり、農業委員会組織の体制は強化されています。今後は、農業委員の任期が満了した全ての農業委員会から順次、農地利用最適化推進委員が任命されることとなります。

法改正に当たり、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割、具体的な業務の分担等について活発な議論が交わされましたが、これまで、それぞれの農業委員会が地域の実情に応じ、農業委員会活動の実践に仕組みを築き上げてきており、新たな体制での業務運営に円滑に移行しなければなりません。農業会議では市町村農業委員会とともに、活動強化に向けて、各種研修会における助言協力や全国各地域での実践事例の紹介等を行って参ります。

また、大会当日に、市町村農業委員会会長と一緒に国会議員会館を訪問し、県選出国会議員に対する要請活動を行いました。特に最近では、TPP協定の承認や平成30年産米からの米生産調整、指定生乳生産者団体制度の見直しなど我が国農業の将来に大きな影響を与えるような議論が進められています。

国会での議論に臨んでは農業・農村の実情や農業者の意見が十分反映されるよう強く要請しました。国や県、市町村、国会議員等に対する要請活動は、農業委員会系統組織の極めて重要な役割であります。

今後とも、農業・農村の代表であることに自信と誇りを持ち、農業委員会活動に励んでいたくよう期待しています。
一般社団法人岩手県農業会議会長 佐々木 和博

農業委員会憲章

(平成28年5月26日制定)

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一、農業委員会は、

農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、

国民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員会は

食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員会は、

農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、農業委員会は、

認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一、農業委員会は、

暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

オピニオン
コーナー

農地利用最適化推進への期待と課題

本年4月1日に改正農業委員
 員会法、改正農地法が施行さ
 れ、県内33農業委員会の内7
 つの市町で農業委員が市町村
 長による任命制となり、新た
 に農業委員会が委嘱する農地
 利用最適化推進委員が誕生し
 た。

今回、新制度へ移行した7
 市町の農業委員会を見ると農
 業委員数は、全体では移行前
 の171人から96人と6割弱
 となったが、農地利用最適化
 推進委員が新たに101名委
 嘱され市町村によりばらつき
 はあるものの、全体では26人
 の増員となっている。

農業委員と農地利用最適化
 推進委員が連携して農業委員
 会として人と農地の課題に積
 極的に取り組んでいただきた
 いと考えている。

また、農業会議と全国農業
 会議所も法改正により認可法
 人から一般社団法人に組織変
 更する手続を経て本年4月
 1日から、無事新組織として
 業務を進めている。

改正農業委員会法

今回の法改正については、国
 の規制改革会議における議論
 が引き金になっっているが、当
 初のワーキンググループでの
 議論の中では「農業委員は名
 譽職となつてゐるのではない
 か、兼業農家が多いのではない
 か」と、農業委員会、全国農業
 会議所は「農業委員会の自主
 性を阻害しているのではない
 か」という農業委員会の業務
 の機動性と独立性に疑問をも

たれたことにある。

最終答申では「農業委員会業務の重点を遊休農地対策を含めた農地利用の最適化に置き、実務的機能の強化と業務の積極的な展開を図る。」ことが求められ、改正法に、農業委員とは別に農業委員会の指揮下で担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、地域における活動を行う農地利用最適化推進委員を新たに設置することが盛り込まれた。

農業委員会の取組

これまでも農業委員会では、農地利用最適化に取り組んできたところであるが、なかなか期待されるほどの成果が上がっていないことは事実である。

国は、今回の法改正による農業委員会の組織再編で取り組みが進むことを期待しており、各農業委員会は担い手への利用集積面積の目標、遊休農地の解消面積の目標、新規参入の促進人数の目標を定め、た、「農地利用最適化推進指針」を作成し、その達成にむけ取り組んでいくこととなる。

指針は公表され、進管理されていくこととなるが、利用集積目標は県全体で80パーセント、遊休農地は各市町村とも最終目標をゼロとすること、など、かなり高いハードルであることは変わらない。

農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担と連携活動については、暗中模索の状

況だが、先行した7市町農業委員会の活動や他県の事例を見ながら効果的、効率的なものになるよう支援していきたいと考えている。

なお、利用集積の推進に当たっては、農地中間管理事業を主として活用していくこととなるが、農業公社からも農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者に最も近いところにいることから、出し手、受け手のマッチングを期待されている。農業公社にも農地コーディネーターが県内に16名配置されており、このコーディネーターとの連携も重要になることから、それぞれどの様に役割を担っていくか、現在、農業公社と県と議論している。

また、遊休農地の解消のため、全筆の利用状況調査の実施と利用意向調査、その後の中間管理機構への協議の勧告等の業務を的確に実施しなければならぬ。

現在、会計検査院が各県で実地調査を行っており、利用状況調査が全筆で行われていないことを指摘しているが、利用状況調査から、利用意向調査機構への勧告まで行う業務量は相当なものになると思われる。

支援の充実・強化

農地利用最適化交付金

推進委員が行う農地利用最適化を支援する制度として、国は農地利用最適化交付金を新たに措置したところであるが、

活動実績払い（3割）だけでなく、成果実績払い（7割）も交付額の算出要素となることとされている、そもそも、市町村からは、月額で支給される報酬に成果実績を導入することはなじまないという指摘もあり、また、中山間地域の未整備の農地が多い本県のように、活動が集積に結びつきにくい地域もあり、市町村では予算化に苦労する制度となつていて、活用できないか、地域で有効に活用できる算定方法の改善を、先般、県選出国会議員へ要請してきたところである。

農業委員会事務局体制

今回の法改正に当たっては、農業委員会事務局体制の強化をうたっているが、具体的に、事務局員の人事サイクルの長期化の提案のみである。職員の仕事のローテーションを調整するのではなく、専門職員の配置等が可能となる予算措置等事務局員の増員と専門業務への対応策が必要ではないか。

最後に

待ったなしの今回の農業委員会法の改正であり、新たな体制で、農地利用最適化の推進に取り組んでいくためには、効率的で成果の上がる制度への改正を引き続き要望していくことが必要である。

（文責 山田 互）

県選出国會議員に 農業施策の充実にかかる 要請を実施



要請を説明する佐々木会長と農業委員会会長

農業会議と市町村農業委員会は、5月26日、県選出国會議員に対して「農業施策の充実にかかる要請」を行いました。平成28年度全国農業委員会会長大会に併せて同日の午前に実施したもので、選挙区毎に農業会議会長、副会長を先頭に3班に分かれて、市町村農業委員会会長が国會議員の事務所（議員室）を訪問し要請しました。

手県農業委員大決議事項」のうち実現していないものや緊急性の高いものについて、農業委員会の意見を踏まえ常設審議委員会の協議を経て成案としました。

「食料の安定供給・確保」「農業の持続的発展のための施策の充実強化」「農村の振興に関する施策の充実強化」に加え、「東日本大震災からの復旧・復興」、農業委員会交付金や農地利用最適化交付金など「農業委員会組織に対する支援の充実強化」について訴えました。

当日は、国会開会中にも関わらず、多くの県選出国會議員にご対応いただき、次のような心強い言葉を頂戴しました。

◎TPP協定への対応「国民の食に関わる問題のため、十分に国会で議論し慎重に進めるよう努める」◎食料の安定供給確保「地域の活性化や産業としての存続は、農村も漁村も一緒に国にとって大きな課題。解決していけるように取り組んでいく」◎農業の持続的な発展のための施策の充実強化「経営所得対策については見直し、意欲ある生産者が各作物を通じて、所得水準が確保されるような制度を設けるように努める」◎農

業委員会組織に対する支援の充実強化「農地利用最適化推進委員など制度化されたが、予算がしっかりと市町村の農業委員会も十二分な力を発揮できない」◎東日本大震災津波からの復旧・復興「ホダ木のコスト上昇分については、東電に補償をしっかりと行うよう要望する。放射性物質の処理問題について最終処分場の建設をしっかりとるように国に働きかける」

平成28年度 全国農業委員会会長大会開催

5月26日、東京都・文京シビックホールで、平成28年度全国農業委員会会長大会が開催され、全国から2000名近くの市町村農業委員会会長等（本県参加39名）が参加しました。当日は「新たな時代を迎えた農業・農村の成長に向けた政策提案」「熊本・大分等地震への万全な対応を求める特別要請」などが決議されたほか、本年度から新たに農地利用最適化推進委員が制度化されたことなどを踏まえ「農業委員会憲章」の制定が決議されました。

4年目を迎える「農地の日」

今年度は、本県農業会議・農業委員会が、昭和27年の農地法制定日を記念して、独自に、7月15日を「農地の日」として設定してから4年目になります。

これまで、各農業委員会が創意工夫を凝らした多彩な活動を県下一斉に実施し、このことを通じて系統組織の取り組み意欲の結集の機会とするとともに、農業委員会活動の「見える化」に資してきました。

このような中、今年度から、新たな農業委員会制度が施行され、「農地利用の最適化」として、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積、新規就農や新規参入の促進がすべての農業委員会に「必須事務」となりました。こうした情勢の中で農業委員会の業務の「見える化」をさらに進める必要があることから、7月15日を中心に、地域住民や関係機関・団体の参画と協力のもとに、幅広い観点から創意工夫を凝らした活動を企画し、より実効性が確保されるよう取り組むことが期待されております。

農業委員各位、さらには、本県では7農業委員会で今年度から新たに設置された農地利用最適化推進委員各位の積極的な参画をお願いします。

社会福祉法人 平成会が耕作放棄地発生防止・解消活動で全国農業会議所会長賞を受賞。

一関市にある社会福祉法人平成会は、障がい者、特に知的障がい者に対し、社会生活に必要な訓練を行うとともに、積極的に生産活動に参加できる環境を整え支援することを目的として、平成4年に設立され、現在、就労継続支援事業所「農業天国」等10の施設を運営している法人です。

この法人は、農業を通じた社会復帰を見据え、農産物の地域特産化等地域農業の振興を目指して、活動をスタートさせました。

このため、耕作放棄地再生利用緊急対策事業などを利用して再生した農地12haを含め、19haの農地を活用



農業者年金加入推進の取組について

これまでの加入推進の取組

し、さつまいもやかシスなどを生産・加工・販売し、消費者から好評を得ています。地域の農家から安心して農地を任せられる担い手としての評価を得ているほか、障がい者福祉の充実など地域の多様なニーズに応えながら、農業・農業関連事業を組み入れ、活動を展開してきた実績は、「農」と福祉を関連づけた事業のモデルとして、今後とも更なる展開が期待されています。

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定及び農業者の確保を図るという目的の下、多くのメリットを備えた政策年金として平成14年1月に再構築され、14年が経過しました。加入者確保の取組を着実に進めるため、独立行政法人農業者年金基金は平成25年度から平成29年度までの5カ年で加入者累計13万人を目指すこととし、平成25年度から平成27年度を「加入者累計13万人に向けた前期3カ年運動」として全市町村及び全JAは計画に基づき関係者一丸となつて取り組んできました。

その成果として新規加入者累計が全国で11・4万人を超え、本県においても4,300人余に達しました。平成28年度から平成29年度までを「加入者累計13万人に向けた後期2カ年強化運動」（以下「後期2カ年強化運動」という。）として位置づけ、新たな展開を始めたところです。「後期2カ年強化運動」の初年度

である本年度は、加入推進名簿の適切な整備と重点対象者を定めた上で新規加入目標を設定し、加入推進部長の陣頭指揮の下、関係機関・団体が一層連携を密にして、その達成に向けた取組みを進めることとしました。

■本年度の取組方針

以上を踏まえ、岩手県農業会議と岩手県農業協同組合中央会は、6月に「平成28年度の加入推進取組方針」を制定して、新規加入者97人、そのうち20歳から39歳の若年層については64人を目標としました。このことについて、各市町村農業委員会と各JAに文書で依頼するとともに、6月10日の農業者年金業務担当者会議において、周知徹底を図りました。

新規加入者が増加した昨年度同様、本年度も多くの有資格者に加入いただけるよう関係者が一丸となつて取り組ましましょう。取組方針による重点取組事項は次のとおりです。

《本年度の重点取組事項》

- 1 農業委員会とJAとの着実な連携、JAの営農部署との連携
- 2 加入推進名簿の見直し及び加入推進目標の設定
- 3 加入推進取組方針及び活動計画の策定
- 4 加入推進班の編成と加入推進対策会議でのPLAN・DO・SEE
- 5 戸別訪問の早期かつ集中的実施
- 6 農業振興運動と連携した農業者への働きかけ
- 7 制度の啓発普及

農地・経営部長に就任して



農地・経営部長
三浦 正弘

「改正農業委員会法への対応」、「農地等の利用の最適化の推進」といったこれまで直接関わったことのない業務に戸惑いを覚えながら3ヶ月経とうとしています。が、県内の農業委員会が農業者の期待に応えられるよう農業会議の役割を果たしていきたいと考えています。

さて、「三井住友銀が農業参入」という記事を目にし、「いよいよか」との思いに駆られています。改正農地法の施行に伴い、平成30年産からの米の生産調整の見直し、TTP大筋合意など政府の農業改革が追い風になつて、銀行、農業法人（秋田県大潟村）、NECグループが新会社を設立し、コメ生産1,000ヘクタールを目指すという。

農業の競争というと産地間競争というのがこれまでの定番でしたが、今後は国内でも経営体間で競争をすることになっていくのだろうかと思うと恐ろしさを感じます。

改正農業委員会法に目を移すと第一条の法律の目的が、「農民の地位の向上に寄与」から「農業の健全な発展に寄与」に改正されています。「なぜこのように改正されたのか」と問い続けながら業務に当たらなければいけないと思っていますので、関係各位の御指導をよろしく願います。

私もひとこと

農地利用最適化推進委員に期待



西和賀町農業委員会
会長 高橋 昭貴

中山間地域に位置する西和賀町も農業従事者の高齢化が進み、地域の基礎が危うくなってきた中、更に追い打ちをかけているように米価の低迷により農業をリタイアされる農業者が年々増加。
それと共に心配されるのが農地の荒廃、受け皿となる農業者が減少する現実、今までも農業委員として農地の番人として、農業者と話し合いを密接に持ちながら対策を行ってまいりましたが現実として、農地を守る農業委員、リタイアされる農家さんとのいたちごっこ模様、守らなければ最後は荒廃の道を辿り、遊休地となります。
一旦この状態になりますと復元するには、困難を極める。私も農業に従事して43年、就農当初は転作割当がありましたが、農家の数は少ないわけではなく、

互いに協力し、農地を守り、元気がやる気が漲っている時代でした。

今は、どうだろう、担い手はいない。元気がない、やる気も感じない、いくら国が戦略を考え政策を示しても担い手がこれほど少なくなると復帰するのに時間が掛かる。

しかしながら、今やるべき政策を行わなければもつと悪循環となると感ずる。

そこでである、今回の改正農業委員会法で新たに誕生した「農地利用最適化推進委員」の方々である、本町でも17名が誕生した。私は、この推進委員に期待したい!!復活の狼煙を上げて頂きたい。

人、農地問題の解決、意欲ある担い手の確保、育成、農地の利用集積や遊休農地の発生防止、解消など推進委員の活動が今始まる。

決して、推進委員にだけ作業を押し付ける気持ちはない。農業委員としっかり連携を取り、そして地域の農家さんとの話し合いも密接に持ち、三者の知恵を活かしていく事で解決の糸口が見えると思う、更には、総会においても発言をいただき前向きに舟出する事を願う。
結びに西和賀町の一次産業の現実を目を背ける事なく、最適化推進委員の活躍に大いなるエールを贈り期待したい。

●新しいスタッフの紹介●



経理専門員
村上 幸司

岩手県職員を退職後、広域振興局での勤務を経て、当会で経理を担当しております。
本年4月より、当会是一般社団法人化しており、組織変更に伴った新たな経理業務についても担います。



就農相談員
菊地 正二

(株)岩手銀行や、(公社)岩手県農業公社で勤務された後、今年度より当会で就農相談員を担当します。
農業の新規参入や、農の雇用事業をご活用している経営者の方などと、現場で多くの相談対応にあたります。



農地相談員
宮崎 敏史

盛岡市農業委員会を退職後、当会の農地相談員を担当します。
各方面からの農地に関する問い合わせにも、盛岡市農業委員会時代の経験と知識を基に、スピード感を持って対応します。

本年4月から、農地・経営部長(P4)のほか、次の三人が新たにスタッフとして加わりました。

農業者年金加入推進ニュース

■28年度の加入推進の取組み

岩手県の平成28年度加入推進目標は新規加入者97人です。そのうちの重点対象としている若年層の方（20～39歳）については64人の加入を目標としています。

今年度においては、平成28年度から平成29年度までを「加入者累計13万人に向けた後期2カ年強化運動」の初年度として、着実に成果を上げる必要があります。このためには、加入対象者名簿の適切な整備と重点対象者を定めた上で目標を設定し、加入推進部長の陣頭指揮の下、地区別加入推進班による取り組みなど、新規加入目標の達成に向けて関係機関・団体が一丸となった取り組みを進めましょう。

■1 加入推進の基本方針

農業者年金は農業者の老後生活を支える唯一無二の公的年金であるこ

全国農業新聞普及ニュース

『6月～7月は前期普及強調月間です！』

6月から前期普及強調月間がスタートしています。6月の購読部数は3,601部、市町村農業委員会のご尽力により、前月対比で13部増加しました。申込部数、対前月増加部数ともに全国10傑に入りました。ありがとうございます。

普及目標達成には、年度初めからの取り組みが重要です。各農業委員会からご報告いただいた本年度の全国農業新聞普及推進計画で

とを踏まえ、農業者年金の制度の意義及び必要性について農業者への理解を深めながら、農業者年金に入っている方が一人という農業者が一人でも多く出るよう、取り組み。加入資格があるにもかかわらず、あるいは、政策支援を受けられる可能性があるにもかかわらず、制度の内容を知らない、知らないため加入しなかったという農業者が一人でもいないよう、周知、啓発を徹底する。

■2 加入推進強調月間

日常の加入推進活動に加え、制度の周知徹底及び戸別訪問等を集中的に行う「加入推進強調月間」を設定し、効果的な加入推進活動を実施する。

■加入推進部長等研修会

今年度の研修会は、7月7日（木）に開催いたします。

加入推進部長や農業委員の皆さんは、是非出席願います。

○会場「ホテルメトロポリタン」

盛岡市盛岡駅前通1-44

は、「農業委員1人2部普及を目標設定」、「強調月間に戸別訪問を実施」、「市町村広報、農業委員会だより、有線放送、農業まつり等を活用したPR」など、様々な取組計画を報告いただきました。会長の陣頭指揮の下、農業委員、事務局一丸となった普及推進をお願いします。

本会においても各農業委員会の活動を支援して参りますので、ご要望等をお寄せください。

また、普及資材活用及び読事業の申込みを、随時、受け付けておりますので活用下さい。

28年7月から9月までの主要な行事

開催時期	行事名
7月1日(金)	農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会(県南) (ホテルシティプラザ北上)
7月4日(月)	農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会(県北) (アビオ)
7月5日(火)	農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会(沿岸) (宮古市・陸中ビル)
7月7日(木)	平成28年度農業者年金特別研修会 (ホテルメトロポリタン盛岡)
7月8日(金)	全国農業新聞業務システム研修会 (岩手県立農業大学校研修館会)
7月11日(月)	第4回常設審議委員会 (エスポワールいわて)
7月21日(木)	岩手県農業法人協会と 県農林水産部幹部との意見交換会
7月29日(金)	岩手県認定農業者組織連絡協議会と 県農林水産部幹部との意見交換会
7月27日(水) ～28日(木)	パソコン複式農業簿記研修会 (岩手県立農業大学校研修館)
8月10日(水)	第5回常設審議委員会 (エスポワールいわて)
8月31日(水)	東北・北海道農業活性化フォーラム (秋田県民会館)
9月12日(月)	第6回常設審議委員会 (エスポワールいわて)

新刊図書のご案内



コード番号: 28-06
A4判・408頁・CD-ROM付
定価: 4,000円(税込)

改訂4版 農業の従業員採用・育成マニュアル

従業員の定着には、透明性のある賃金制度や人事評価制度を設けることが必要です。本書は、農業の従業員の採用や育成に関する実務的なマニュアル書として好評いただいています。第4版の刊行にあたり、①マイナンバーの利用や安全管理に対応し、②外国人技能実習生の労務管理の留意点を充実、③6次産業化への対応などの記述も充実、④中古車、変更届、関連資料等も最新のものとしました。正社員のほか、パートタイマー、研修生、外国人技能実習生、出向など、雇用に関するすべての事項について網羅していますので、広くご活用ください。

～主な内容～

- より良い人材を採用
- 従業員の募集と採用
- 労務管理の知識
- 技能実習生の労務管理
- 安全衛生と健康管理
- 書式等(記載例、資料、就業規則例)
- 育成するために
- 人事制度
- 労働保険・社会保険
- 給与計算事務
- 助成金



コード番号: 28-11
A4判・36頁
定価: 470円(税込)

農業委員会研修テキスト② 農地法

農地制度の概要、農地法にもとづく農業委員会・農業委員の業務についてわかりやすく説明したテキストです。研修教材として、総会・部会等での参考資料として幅広く活用できる内容です。

〈目次〉

- 1 農地制度・農地法の目的と概要
- 2 農地法による農地の権利移動の制限
- 3 相続等の届出制度
- 4 農地所有適格法人制度
- 5 農地転用許可制度
- 6 農地の利用状況調査と遊休農地に対する措置
- 7 農地の賃貸借の解約等
- 8 農地の権利関係の調整等に関する制度
- 9 和解の仲介
- 10 参考資料

お申し込みは岩手県農業会議へ

TEL: 019-626-8545 FAX: 019-629-9210